測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施することについて通知がありました。

平成二十一年九月二十五日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　測量の目的　基本測量（基盤地図情報整備業務）

二　測量の地域　橿原市及び生駒市の区域

三　測量の期間　平成二十一年十月二日から平成二十二年三月二十六日まで